

保健福祉課

☑ 健康増進係 (134 ~ 136)

令和8年度も温泉保養施設利用券、 はり・きゅう受診券を発行します

●温泉保養施設利用券

市町村名	対象施設	対象者	実施方法
大崎町	篠段温泉 寿湯	大崎町民で以下のいずれかに該当する方 ① 65歳以上の方 ② 身体障害者手帳の交付を受けている方で、保養を要することが適当と認められる方 ③ 障がいのある方を介助する方 (発行できる障がいの範囲に限りがあります。券を使用する障がいのある方を介助する場合のみ、使用できます)	1年度当たり 200円×40枚の 助成券を発行 ・町内外共通券 200円×20枚 ・町内限定券 200円×20枚
	セントロランド あすばる大崎		
志布志市	国民宿舎 ボルベリアダグリ		
	蓬の郷		
曾於市	大隅弥五郎伝説の里		
鹿屋市	串良さくら温泉		
肝付町	高山温泉ドーム		

●はり・きゅう受診券

※保険給付(療養費)との併用はできません。

市町村名	対象施設	対象者・対象施術	実施方法
大崎町	寺園鍼灸院	【対象者】 年齢に関係なく、町内に住所を有している方 【対象施術】 肩痛・腰痛などの末しょう神経疾患および運動器疾患	1年度当たり 500円×10枚の 助成券を発行
	さるびあ(はり灸接骨院)		
	みなみ鍼灸院		
	良徳はり・灸・整骨院		
	中西整骨鍼灸院		
志布志市	八代鍼灸院		

【発行窓口】

- ・保健福祉課 健康増進係
- ・野方支所

【申請に必要なもの】

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など)

※同世帯の方の代理申請の場合:窓口に来られる方の本人確認書類

※別世帯の方の代理申請の場合:券を発行する対象者の本人確認書類

【注意点】

- ・1回の利用につき、1枚までご使用いただけます。(2枚以上を同時に使うことはできません)
- ・交付を受けた本人以外は使用できません。
- ・券を紛失した場合は、再発行できません。
- ・令和8年度の券の有効期限は、令和9年3月31日までです。